

## 測量・建設コンサルタント等業務 資格要件および審査基準

### 【資格要件】

- ①精神の機能の障害により契約締結を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと
  - ②関係法令の規定による営業若しくは業務停止の処分を現に受けている者でないこと
  - ③営業に関し法律上資格が必要とされる場合においては、その資格を有すること
  - ④申請日において、申請する本社又は営業所等で引き続き1年以上営業していること
  - ⑤申請日の直前2年以内の営業（事業）年度において、競争入札に参加を希望する各業務についての実績を有すること
  - ⑥市内、準市内業者については希望業務に係る専任の常勤技術者（技術者）を申請する営業所に1名以上配置していること
  - ⑦申請書に虚偽の記載、重要な事実及び事項に記載漏れがないこと
  - ⑧市税等に滞納がなく、経営状況が著しく不健全でないこと
  - ⑨代表者等又はその経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者でないこと
  - ⑩横手市職員が代表者となる法人または個人の事業者でないこと
  - ⑪社会保険等（厚生年金保険、健康保険、雇用保険）に加入していること
- ※法令により適用除外とされる事業所を除く。

### 【審査基準】

市内業者及び準市内業者について、秋田県の等級格付を参考に審査します。ただし、準市内業者にあつては、保有資格技術者として横手市内に契約権限を委任された営業所ごとに常時勤務する専任の技術者数を確認のうえ等級格付するものとします。（ただし、本社の県格付を上限とする。）

#### （1）審査基準

業 務	等 級	有資格者技術職員数・保有資格等
測量業務	A	測量士・測量士補合わせて9名以上を有し、かつ測量士6名以上を保有していること
	B	測量士・測量士補合わせて6名以上を有し、かつ測量士4名以上を保有していること
	C	測量士・測量士補合わせて3名以上を有し、かつ測量士2名以上を保有していること
		上記技術者のほか、 ・申請日現在、申請する本社又は営業所で測量法第55条の5第1項の規定による登録を受けていること ・申請日の直前2年以内の営業（事業）年度において、業務実績高（測量業務の内容は問わない）があること

土木関係建設コンサルタント業務	A	申請日現在、申請する本社又は営業所で建設コンサルタント登録規程による登録を受け、次のいずれかの資格者を1名以上保有していること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業部門（農業土木）に係る技術士</li> <li>・ 農業土木部門に係る認定技術管理者</li> <li>・ 農業土木技術管理士</li> <li>・ 建設部門に係る技術士</li> <li>・ 道路部門に係る認定技術管理者</li> <li>・ R C C M（部門は問わない）</li> </ul> <p><b>※R C C Mについては、（一社）建設コンサルタンツ協会に登録があり、かつ申請日時時点で登録証が有効であること。</b></p>
	B	申請日現在、格付A欄記載のいずれかの資格者を1名以上保有していること
	上記のほか、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請日の直前2年以内の営業（事業）年度において、業務実績高（土木関係建設コンサルタント業務の内容は問わない）があること</li> </ul>	
建築関係建設コンサルタント業務	A	申請日現在、申請する本社又は営業所で建築士法第23条第1項の規定による建築事務所としての登録を受け、建築士を保有していること
	上記のほか、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請日の直前2年以内の営業（事業）年度において、業務実績高（建築関係建設コンサルタント業務の内容は問わない）があること</li> </ul>	
補償コンサルタント業務	A	申請日現在、申請する本社又は営業所で補償コンサルタント登録規程による登録を受け、指定する資格者（※1）のいずれかを1名以上保有していること
	上記のほか、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請日の直前2年以内の営業（事業）年度において、業務実績高（補償コンサルタント業務の内容は問わない）があること</li> </ul>	
地質調査業務	A	申請日現在、申請する本社又は営業所で地質調査業者登録規程による登録を受け、指定する資格者（※1）のいずれかを1名以上保有していること
	上記のほか、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請日の直前2年以内の営業（事業）年度において、業務実績高があること</li> </ul>	

○申請業務で秋田県の格付名簿に登載されていない業務については、有資格技術者数が上記に定めた人数以上を保有していても格付を行わない。（土木関係建設コンサルタント業務を除く）。

## ※1 資格者表

補償コンサルタント業務（重複可）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 補償業務管理者：補償コンサルタント登録規定により届出されている者</li><li>・ 不動産鑑定士：不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者又は不動産鑑定士補</li><li>・ 土地家屋調査士：土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者</li><li>・ 補償業務管理士：（一社）日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の登録を受けている者</li></ul>
地質調査業務（重複可）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 技術士：技術士法による登録を受けた者で、2次試験のうち建設部門（選択科目が土質及び基礎）又は応用理学部門（選択科目が地質）の資格を持つ者</li><li>・ 地質調査技士：地質調査に関する知識及び技術の審査証明事業認定規定に基づく大臣認定資格の地質調査技士</li><li>・ さく井技能士：職業能力開発促進法によるさく井技能士</li></ul>